

岐阜県建築基準条例及び岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県建築基準条例（平成八年岐阜県条例第十号）新旧対照表（第一条関係）

(新)	(旧)
目次 略	目次 略
第一章から第五章まで 略	第一章から第五章まで 略
第六章 雑則	第六章 雑則
第二十九条の二 略	第二十九条の二 略
第二十九条の三 この条例の規定は、 法第八十五条第六項若しくは第七項又は法第八十七条の三第六項若しくは第七項の規定による許可を受けた建築物については、適用しない。	第二十九条の三 この条例の規定は、 法第八十五条第五項若しくは第六項又は法第八十七条の三第五項若しくは第六項の規定による許可を受けた建築物については、適用しない。
第二十九条の四及び第三十条 略	第二十九条の四及び第三十条 略
第七章 略	第七章 略
附則 略	附則 略